



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

- 規則
 - *5 和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (NPO協働推進課)
- 告示
 - 182 生活保護法による介護機関の指定(福祉保健総務課)
 - 183 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定の辞退 (長寿社会推進課)
 - 184 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定 (")
 - 185 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (")
 - 186 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (")
 - 187 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の変更 (障害福祉課)
 - 188 大規模小売店舗立地法による岩出町から聴取した意見の概要 (商工振興課)
 - 189 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (")
 - 190 かつらぎ町営換地計画(萩原地区)の許可申請の適否決定等 (農村計画課)
 - 191 保安林予定森林 (森林整備課)
 - 192 道路の区域変更 (道路保全課)
 - 193 新道路の供用開始等 (")
 - 194 道路の区域変更 (")
 - 195 新道路の供用開始等 (")
- 公告
 - 和歌山県軽費老人ホーム無憂園の指定管理者の指定 (長寿社会推進課)
 - 和歌山県立若竹園の指定管理者の指定 (障害福祉課)
 - 和歌山県立有功ヶ丘学園の指定管理者の指定 (")
 - 和歌山県立南紀福祉センター南紀あけぼの園の指定管理者の指定 (")
 - 和歌山県立南紀福祉センター南紀寮育園の指定管理者の

- 指定 (")
- 和歌山県立由良あかつき園の指定管理者の指定 (")
- 和歌山県立由良みのり園の指定管理者の指定 (")
- 和歌山県立南紀福祉センター南紀あけぼの園の指定管理者の指定 (")
- 和歌山県立古座あさかぜ園の指定管理者の指定 (")
- 和歌山県立南紀福祉センター牟婁あゆみ園の指定管理者の指定 (")
- 平成18年度実施予定の若年者トータルサポート事業の業務委託コンペティションに係る事前説明会の実施 (雇用推進課)
- 開発行為の工事の完了 (都市政策課)
- 公聴会の開催 (和歌山海区漁業調整委員会)
- 諸報
 - 拾得物件公告 (和歌山県和歌山北警察署)

規 則

和歌山県規則第5号

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年2月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年和歌山県規則第100号)の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

第8条の2 法第29条第2項の規定により閲覧の用に供するため、特定非営利活動法人は、知事に対し、次の表の各号の左欄に掲げる場合に、当該各号の中欄に掲げる書類を、当該各号の右欄に掲げる時期においてそれぞれ正副2通提出するものとする。

区 分	提出すべき書類	提出すべき時期

(1) 設立又は合併の認証を受けた場合	当該設立又は合併の認証に係る法第10条第1項第1号の書類、法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。この号の右欄において同じ。)の登記に関する書類の写し及び法第14条において準用する民法(明治29年法律第89号)第51条第1項の設立の時の財産目録又は法第35条第1項の財産目録	法第13条第2項の規定による届出書の提出時に併せて提出
(2) 定款の変更の認証を受けた場合であって所轄庁の変更を伴わないとき	当該変更の認証に係る変更後の定款	定款の変更の認証を受けた後、遅滞なく提出
(3) 定款の変更の認証を受けた場合であって所轄庁の変更を伴うとき	当該変更の認証に係る変更後の定款並びに認証及び登記に関する書類の写し並びに過去3年間に法第29条第1項の規定により提出した事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は法第14条において準用する民法第51条第1項の設立の時の財産目、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第35条第1項の財産目録)及び役員名簿等の写し	定款の変更の認証を受けた後、遅滞なく提出

2 前項の表第2号に掲げる場合にあっては別記第7号様式、同表第3号に掲げる場合にあっては別記第7号様式の2の提出書に、同表に定める書類を添付して、知事に提出するものとする。

第9条第1項中「別記第7号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条第3項を削る。

第16条中「別記第2号様式」を「別記第13号様式の3」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第4条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

Ⓔ

電話番号

設立登記完了届出書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により届け出ます。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 設立登記をしたことを証する登記事項証明書[1部]及びその写し[2部]
 - (2) 定款[2部]
 - (3) 設立の時の財産目録[2部]

別記第8号様式を削り、別記第7号様式を別記第8号様式とし、別記第6号様式の次に次の2様式を加える。

別記第7号様式(第8条の2関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

㊤

電話番号

閱 覧 に 係 る 書 類 提 出 書

所轄庁の変更を伴わない定款の変更の認証を受けたので、特定非営利活動促進法第29条第2項の閲覧の用に供するため、関係書類を添えて提出します。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 1 この提出書には、認証を受けた変更後の定款を2部添付すること。

別記第7号様式の2(第8条の2関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

㊟

電話番号

閱 覧 に 係 る 書 類 提 出 書

所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を受けたので、特定非営利活動促進法第29条第2項の
閲覧の用に供するため、関係書類を添えて提出します。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この提出書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 当該変更の認証に係る変更後の定款[2部]
 - (2) 認証に関する書類の写し[2部]
 - (3) 登記に関する書類の写し[2部]
 - (4) 事業報告書[2部]
 - (5) 財産目録[2部]
 - (6) 貸借対照表[2部]
 - (7) 収支計算書[2部]
 - (8) 役員名簿[2部]
 - (9) 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面[2部]
- 3 2の(2)及び(3)の書類については、過去に所轄庁に提出したもののうち直近のものを提出すること。
- 4 2の(4)から(9)までの書類については、過去3年間に法第29条第1項の規定により所轄庁に提出した事業報告書等及び役員名簿等の写しを提出すること。ただし、設立又は合併後これらの書類が作成されるまでの間は、設立又は合併の時の財産目録を提出すること。

別記第13号様式の2の次に次の1様式を加える。

別記第13号様式の3(第16条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

㊟

電話番号

合併登記完了届出書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により届け出ます。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 合併登記をしたことを証する登記事項証明書[1部]及びその写し[2部]
 - (2) 定款[2部]
 - (3) 合併の時の財産目録[2部]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年2月24日

告 示

和歌山県告示第182号

和歌山県知事 木村良樹

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社おかい商店	紀の川市粉河517-6	株式会社おかい商店	紀の川市粉河517-6	福祉用具貸与	平成18.2.7
有限会社真ごころ	有田市宮原町滝川原452	真ごころ	有田市宮原町滝川原58-1	訪問看護、居宅介護支援	平成18.1.1
社会福祉法人山水会	那賀郡粉河町粉河4168	サンパル	那賀郡粉河町粉河4171	訪問介護、居宅介護支援	平成16.4.1
社会福祉法人山水会	那賀郡粉河町粉河4168	サンパル	那賀郡粉河町粉河4163-2	訪問介護、居宅介護支援	平成17.2.7
池田耕三	日高郡みなべ町南道50	池田薬局	日高郡みなべ町南道50	居宅療養管理指導	平成18.2.7
有限会社らふ	那賀郡岩出町山崎52-30	ヘルパーステーションらふ	那賀郡岩出町山崎52-30	訪問介護	平成17.12.12
有限会社らふ	那賀郡岩出町山崎52-30	ケアプランセンターらふ	那賀郡岩出町山崎52-30	居宅介護支援	平成17.12.12

和歌山県告示第183号

介護保険法(平成9年法律第123号)第91条の規定により指定介護老人福祉施設の指定の辞退が次のとおりであったので、

同法第93条第2号の規定に基づき公示する。

平成18年2月24日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定員数	辞退年月日
3071600427	清水町	有田郡清水町大字清水387番地1	清水町長 田中捷之	特別養護老人ホームしみず園	有田郡清水町大字粟生710番地4	50	平成17.12.31

和歌山県告示第184号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、

で、同法第93条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年2月24日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定員数	指定年月日
3071600427	有田川町	有田郡有田川町大字下津野2018番地4	有田川町長 職務執行者 田中捷之	特別養護老人ホームしみず園	有田郡有田川町大字粟生710番地4	50	平成18.1.1

和歌山県告示第185号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同

法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年2月24日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合 にあっては、 申請者の名称)	住所 (法人の場合 にあっては、 主たる事務所の 所在地)	法人の場合 にあっては、 代表者の 氏名	事業所の 名称	事業所の 所在地	サービスの 種類	指定 年月日
3071600401	有田川町	有田郡有田川町大字下津野2018-4	田中捷之	デイサービスセンターしみず園	有田郡有田川町大字粟生710-4	通所介護	平成18.1.1
3071600427	有田川町	有田郡有田川町大字下津野2018-4	田中捷之	特別養護老人ホームしみず園	有田郡有田川町大字粟生710-4	短期入所生活介護	平成18.1.1

和歌山県告示第186号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年2月24日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
3071600393	有田川町	有田郡有田川町大字下津野2018-4	田中捷之	有田川町在宅介護支援センター	有田郡有田川町大字粟生710-4	居宅介護支援	平成18.1.1

和歌山県告示第187号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20の規定に基づく指定居宅支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第15条の23第2号に基づき公示

する。

平成18年2月24日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所	変更事項	新	旧	変更年月日
みなべ第二鹿島ホーム	事業所の所在地	日高郡みなべ町芝448-3	日高郡みなべ町埴田1591-123	平成18年2月1日

和歌山県告示第188号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により岩出町から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年2月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)岩出中央ショッピングセンター
和歌山県那賀郡岩出町野上野98他

2 意見の概要

- (1) 周辺住民の生活環境全般に悪影響を及ぼすことのないよう、特に、夜間における青少年等の蛸集による近隣住民等への騒音被害の防止に努め、また、農作物等への影響についても充分配慮するとともに、万一、このようなことについて地域住民から苦情等が発生した場合には、当該事業者において誠意を持ってその解決に努めること。
- (2) 混雑時におけるガードマン等による交通整理の徹底

と前面道路の交通渋滞の緩和に努めること。

さらに、前面道路は、通学路に指定されているため、特に学童や自歩道通行者の安全確保にも努めること。

- (3) 車上ねらい等の防止のために駐車場への防犯カメラの設置と照明設備設置等の充実に努めること。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

岩出町農林経済課(和歌山県那賀郡岩出町西野209)

那賀振興局県民行政部地域行政課(和歌山県那賀郡岩出町高塚209)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成18年2月24日から平成18年3月24日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第189号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1

項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年2月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ和歌山店 スポーツデポ・ゴルフ5和歌山店
和歌山市北島字鶴ノ島344-1
和歌山市狐島字南沙畑691-20
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成18年2月24日から平成18年3月24日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第190号

かつらぎ町営換地計画(萩原地区)の認可申請については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により当該申請を適当と決定したから、同法第96条の4及び同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年2月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成18年2月24日から平成18年3月27日まで
- 3 縦覧場所 かつらぎ町役場

和歌山県告示第191号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年2月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡印南町大字田ノ垣内字ヒキリギ355
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め

る標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第192号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年2月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 柏御坊線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
日高郡美浜町大字和田字北初湯1469番1地先から同町大字和田字北初湯1423番1地先まで	旧	4.80 } 10.80	144.00	
同上	新	12.20 } 30.00	144.00	

和歌山県告示第193号

平成18年和歌山県告示第192号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年2月24日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年2月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第194号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年2月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
田辺市中辺路町川合字岩崎1636番1地先から同市中辺路町川合字川合1482番1地先まで	旧	3.30 } 16.00	1,238.00	
同上	新	3.30 } 16.00	1,238.00	
同上	新	9.20 } 32.80	613.00	川合橋 86.00 岩崎橋 51.00 二川トンネル 418.00

和歌山県告示第195号

平成18年和歌山県告示第194号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年2月28日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年2月24日

和歌山県知事 木村良樹

公 告

公 告

和歌山県軽費老人ホーム設置および管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第67号)附則第2項の規定により、和歌山県軽費老人ホーム無憂園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年2月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定管理者 社会福祉法人和歌山県福祉事業団
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2456番地の1
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

公 告

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第68号)附則第2項の規定により、和歌山県立若竹園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年2月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定管理者 社会福祉法人琴の浦りハビリテーションセンター

- 和歌山県和歌山市毛見字馬瀬1451番地の2
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

公 告

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第68号)附則第2項の規定により、和歌山県立有功ヶ丘学園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年2月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定管理者 社会福祉法人和歌山県福祉事業団
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2456番地の1
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

公 告

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第68号)附則第2項の規定により、和歌山県立南紀福祉センター南紀あけぼの園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年2月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定管理者 社会福祉法人和歌山県福祉事業団
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2456番地の1
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

公 告

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第68号)附則第2項の規定により、和歌山県立南紀福祉センター南紀療育園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年2月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定管理者 社会福祉法人和歌山県福祉事業団
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2456番地の1
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

公 告

和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第70号)附則第2項の規定により、和歌山県立由良あかつき園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年2月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定管理者 社会福祉法人和歌山県福祉事業団
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2456番地の
1
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

公 告

和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第70号)附則第2項の規定により、和歌山県立由良みのり園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年2月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定管理者 社会福祉法人和歌山県福祉事業団
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2456番地の
1
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

公 告

和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第70号)附則第2項の規定により、和歌山県立南紀福祉センター南紀あけぼの園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年2月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定管理者 社会福祉法人和歌山県福祉事業団
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2456番地の
1
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

公 告

和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第70号)附則第2項の規定により、和歌山県立古座あさかぜ園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年2月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定管理者 社会福祉法人和歌山県福祉事業団
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2456番地の
1
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

公 告

和歌山県身体障害者療護施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第69号)附則第2項の規定により、和歌山県立南紀福祉センター牟婁あゆみ園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年2月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定管理者 社会福祉法人和歌山県福祉事業団
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2456番地の
1
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

公 告

平成18年度実施予定の若年者トータルサポート事業の業務委託について、コンペティション方式により委託業者の選定を行うに当たり、参加希望者に対する事前説明会を実施するので、公告する。

平成18年2月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 概要

(1) 委託業務名

平成18年度「若年者トータルサポート事業」委託業務

(2) 業務内容

大きな不安に陥りがちな若年求職者の相談窓口として「若年者就職支援センター(通称:ジョブカフェ・わかやま)」を開設し、専門のキャリアカウンセラーによる適職診断テスト、面接トレーニング、個別カウンセリング等で相談者の心の負担を軽減し、挑戦への意欲を喚起した上で、実際の就職に結びつけるための事業(就職支援セミナー等)を実施する。

(3) 予算上限額は、15,500千円とする。

(4) 説明会開催日時及び場所

平成18年3月3日(金)午後1時30分

和歌山県水産会館 4階 第1、2会議室

(参加者多数の場合、時間及び場所を変更することがある。)

(5) 事前説明会での確認事項

ア 仕様書の配布及び説明

イ コンペティション参加申請書の配布

(6) コンペティションの実施方法(予定)

ア 企画書の提出(1次審査)

企画書の提出期限 平成18年3月14日(火)午後5時まで

イ プレゼンテーション(審査会)

企画書に対してプレゼンテーションを実施する(ただし、参加者多数の場合、企画書のみによる事前審査を行う場合もある。)

(ア) プレゼンテーションでは、企画書の内容確認及び説明ヒアリングを実施する。

(イ) プレゼンテーションの日程、場所等は、別途通知する。

(7) 契約予定期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(8) 留意事項

事前説明会に参加していない者がコンペティションに参加することはできないものとする。

2 事前説明会参加の手續等に関する事項

(1) 担当課室

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県商工労働部労働政策局雇用推進課
電話番号 073-441-2805(直通)
FAX 073-422-5004

(2) 事前説明会参加のための手續

事前説明会への参加を希望する者は、参加申出書を作成の上、提出することとする。

(3) 参加申出書等の交付

ア 交付期限

公告の日から平成18年3月2日(木)までの午前9時から午後5時までの間

イ 交付場所

2の(1)と同じ。

ウ 交付の方法

交付場所において交付する(郵送による交付は、行わない。)

(4) 参加申出書の提出方法

ア 提出期限

平成18年2月24日(金)から平成18年3月2日(木)までの午前9時から午後5時までの間

イ 提出方法

2(1)記載の場所に持参すること。

3 事前説明会への参加の資格要件に関する事項

事前説明会に参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者

ウ 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者

エ 税金を滞納していない者

オ 県内に本店、支店又は営業拠点を有する者又は和歌山県内に事業所を有しない者が参加を希望する場合に雇用推進課職員の求めに応じて速やかに県庁に来訪することが可能な者

4 その他

このコンペティションは、平成18年2月和歌山県議会において、平成18年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更するものとする。

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成18年2月24日

和歌山県知事 木村良樹

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	那賀郡岩出町大字荊本字境溝242番1、243番1、246番1、247番1、269番の一部、水路(1工区)
許可を受けた者の住所及び氏名	和歌山市十一番丁10番地Jamビル株式会社アクティブマドリード 代表取締役 依岡善明

公 告

和歌山海区におけるイサキ資源保護のための委員会指示について、次のとおり公聴会を開催する。

なお、委員会指示案は、平成18年2月24日から平成18年3月1日まで当委員会事務局、県資源管理課及び関係振興局に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成18年2月24日

和歌山海区漁業調整委員会会長 嶋 洋 一

1 日時及び場所

平成18年3月16日(木)午後1時30分から

和歌山市雑賀屋町東ノ丁33

和歌山県信用漁業協同組合連合会(信漁連会館)

2 案件

和歌山海区におけるイサキ資源保護のための委員会指示について

3 口述等に関する問い合わせ先

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁内

和歌山海区漁業調整委員会事務局

電話(073)432-4111 内線 3015

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成18年2月24日

和歌山県和歌山北警察署長 小 松 建 二

物 件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金100万円 (封筒に在中)	平成 18年1月30日	和歌山市東蔵前丁 (施設内)